

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月30日から同年9月1日まで

私は、B社のグループ会社であるA社で継続して勤務していたのに申立期間の厚生年金保険記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職金計算書、社員名簿及び事業主の回答並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間にA社（平成13年8月\*日にB社と合併し解散）に継続して勤務し（昭和41年9月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日が昭和41年8月30日と記録されている。

しかし、昭和41年8月30日にA社で資格喪失した申立人を含む8人については、いずれも、B社での資格取得日が同年9月1日であることが確認できるが、B社から提出された42年6月の社員名簿に記載されている勤務地が、同年4月に資格喪失した一人を除き、いずれも、41年6月の社員

名簿と同じA社であることが確認できる上、申立人及び同僚は、いずれも、自身の申立期間以後の勤務地はA社である旨を供述していることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は申立期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和41年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日の記録を昭和39年12月21日に訂正するとともに、B社における資格取得日の記録を45年8月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年12月は3万6,000円、45年8月は8万円とすることが必要である。

なお、各事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月21日から40年1月1日まで  
② 昭和45年8月1日から同年9月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①については、同社C事業部D工場から同社E事業部F製作所への転勤で生じた未加入期間であり、申立期間②については、同社からB社への出向で生じた未加入期間である。通常の転勤や出向であり継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された本社通達（異動辞令等）の写し及び同社人事担当者の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（申立期間①についてはA社C事業部D工場から同社E事業部F製作所に異動、申立期間②については同社からB社に出向）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の異動日については、申立人が昭和39年11月1日付で転勤辞令を受けていること、及び戸籍の改製原附票により、同年12月4日に新たな住所地に転入したことが確認できることから、同年12月21日とし、申立期間②の異動日については、申立人が45年8月1日付で出向辞

令を受けていること、及び戸籍の改製原附票により、同年7月20日に新たな住所地に転入したことが確認できることから、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における45年9月の社会保険事務所の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の各事業主による納付義務の履行については、A社の人事担当者及びB社の元役員は、申立期間当時の資料が保存されていないことから不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、各事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで

私は出産でやむを得ず一時会社を退職したが、勤めはずっとするつもりでいたし、一時金を受けることができることさえ知らなかった。最近になって年金記録を確認して、初めて申立期間が脱退手当金を受けた期間として処理されていることを知ったが、申立期間について脱退手当金の支給を受けた記憶も無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 6 か月後の昭和 46 年 4 月 6 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定日前に国民年金に加入し、国民年金保険料の一部を現年度納付していることが確認できることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月から29年3月31日まで  
申立期間については、A社（当時は、B社）で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚の一人にB社での厚生年金保険の加入記録は無い上、当該同僚は「私は、厚生年金保険について会社から聞いたことは無く、加入もしていなかった。健康保険も無かった。」と供述していることから、当時、同社に入社した者全員が、厚生年金保険に加入していたわけではない状況がうかがえる。

また、A社は、当時の人事記録等の資料は残っていないと回答しているため、申立人のB社における厚生年金保険料控除の実態を確認できない。

さらに、申立期間におけるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の名前は無く、健康保険被保険者番号は順番に払い出されており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から34年11月1日まで

私は、昭和29年4月1日からA事業所に勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が34年11月1日からとなっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚のうち、連絡が取れた複数の同僚に聴取したものの、申立期間に係る申立人の勤務実態が確認できない。

また、当該同僚のうち一人は、「私は、入社と同時に厚生年金保険に加入しなかった。当時のA事業所は個人の会社であり、当然だったと思っている。」と述べている上、別の同僚は、「私は、日雇いとして勤務し、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べており、A事業所が、従業員について、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていた状況はうかがえない。

さらに、申立人が一緒に働いていたとするその兄も、申立期間において厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、A事業所は既に廃業しており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除が確認できる資料は得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 11 月 1 日から 59 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間について、A社B支社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社B支社に勤務していたと申し立てているが、同社本社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人の資格取得日及び資格喪失日は、いずれも厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認できる。

また、A社本社は、継続して勤務していても、営業成績の査定結果により厚生年金保険被保険者資格を喪失する可能性がある旨の回答をしている。

さらに、A社B支社での所長経験者は、「年金記録が抜けている期間については、本人は正社員として在籍しているつもりでも、非正社員の扱いをされている可能性が高い。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。